

令和4年度愛知県新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金交付要領 (個別接種促進のための支援事業に係る交付金)

(目的)

第1条 この要領は、令和4年度愛知県新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金交付要綱（個別接種促進のための支援事業に係る交付金）（以下、「要綱」という。）第11条に基づき、要綱に定めるもののほか、新型コロナウイルスワクチン接種のための支援事業のうち個別接種促進のための支援事業に係る交付金（以下、「交付金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(交付の対象)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項の規定による介護老人保健施設が自施設の入所者・通所者・従事者に対して新型コロナウイルスワクチンの接種を行った場合は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）」に関する国の方針に基づき、要綱第3条に規定する別紙に掲げる交付対象の「個別接種に協力する愛知県内に所在する診療所」を「個別接種に協力する愛知県内に所在する介護老人保健施設」と読み替える。

2 介護保険法第8条第29項の規定による介護医療院が自施設の入所者・通所者・従事者に対して新型コロナウイルスワクチンの接種を行った場合は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）」に関する国の方針に基づき、要綱第3条が規定する別紙の交付対象の「個別接種に協力する愛知県内に所在する診療所」を「個別接種に協力する愛知県内に所在する介護医療院」と読み替える。

(交付申請及び実績報告書等)

第3条 前条第1項又は第2項の規定により交付金の交付を受けようとする者が交付金の交付申請書兼請求書を知事に提出する場合は、要綱第5条に規定する第1号様式について、「医療機関名称」とあるのは「施設名称」と、「医療機関住所」とあるのは「施設所在地」と、「医療機関コード」とあるのは「介護保険事業所番号」と読み替えて、必要事項を記載する。

2 前条第1項又は第2項の規定により交付金の交付を受けた場合において、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号）第13条に規定する実績報告は、前項に定める書類をもって代えるものとする。

3 前2項の書類の提出部数は1部とし、提出期間は別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。